

建築基準法施行細則

	昭和 47 年 4 月 25 日	福井県規則第 41 号
改正	昭和 48 年 3 月 31 日	規則第 18 号
	昭和 49 年 4 月 1 日	規則第 29 号
	昭和 53 年 3 月 31 日	規則第 35 号
	昭和 55 年 3 月 22 日	規則第 6 号
	昭和 56 年 5 月 20 日	規則第 35 号
	昭和 58 年 5 月 16 日	規則第 36 号
	昭和 59 年 3 月 31 日	規則第 28 号
	昭和 60 年 3 月 30 日	規則第 24 号
	昭和 60 年 9 月 27 日	規則第 40 号
	平成元年 3 月 31 日	規則第 27 号
	平成 2 年 3 月 23 日	規則第 3 号
	平成 4 年 7 月 31 日	規則第 43 号
	平成 5 年 6 月 25 日	規則第 42 号
	平成 6 年 7 月 29 日	規則第 38 号
	平成 9 年 3 月 28 日	規則第 28 号
	平成 11 年 4 月 30 日	規則第 52 号
	平成 12 年 3 月 31 日	規則第 87 号
	平成 12 年 5 月 31 日	規則第 105 号
	平成 13 年 3 月 30 日	規則第 38 号
	平成 13 年 6 月 8 日	規則第 57 号
	平成 15 年 3 月 28 日	規則第 26 号
	平成 16 年 3 月 1 日	規則第 10 号
	平成 16 年 3 月 16 日	規則第 12 号
	平成 16 年 12 月 28 日	規則第 91 号
	平成 17 年 1 月 28 日	規則第 3 号
	平成 17 年 3 月 4 日	規則第 7 号
	平成 17 年 3 月 24 日	規則第 16 号
	平成 17 年 5 月 31 日	規則第 65 号
	平成 17 年 9 月 30 日	規則第 100 号
	平成 17 年 11 月 1 日	規則第 111 号
	平成 18 年 1 月 31 日	規則第 5 号
	平成 18 年 2 月 7 日	規則第 6 号
	平成 18 年 3 月 2 日	規則第 9 号
	平成 18 年 3 月 7 日	規則第 11 号
	平成 19 年 6 月 19 日	規則第 62 号
	平成 19 年 7 月 20 日	規則第 67 号
	平成 19 年 11 月 27 日	規則第 86 号
	平成 20 年 3 月 31 日	規則第 17 号
	平成 20 年 11 月 7 日	規則第 67 号
	平成 20 年 11 月 28 日	規則第 70 号
	平成 22 年 3 月 31 日	規則第 20 号

平成 24 年 3 月 30 日	規則第 24 号
平成 27 年 5 月 26 日	規則第 35 号
平成 28 年 5 月 31 日	規則第 33 号
平成 30 年 3 月 27 日	規則第 11 号
平成 30 年 9 月 20 日	規則第 45 号
令和元年 8 月 2 日	規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「省令」という。）および福井県建築基準条例（昭和 36 年福井県条例第 21 号。以下「条例」という。）ならびに福井県手数料徴収条例（平成 12 年福井県条例第 2 号。以下「手数料条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（平 12 規則 87・一部改正）

(建築主事の所管区域)

第 2 条 建築主事の所管区域は、建築主事が所属する土木事務所の管轄区域（福井市の区域を除く。）とする。

（昭 53 規則 35・全改、平 2 規則 3・一部改正）

(確認申請手数料等の免除)

第 3 条 知事は、手数料条例第 5 条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料条例別表第 8 号の表 7 の項に掲げる建築物に関する確認申請手数料、同表 9 の項に掲げる建築物に関する完了検査申請手数料、同表 11 の項に掲げる中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請手数料および同表 13 の項に掲げる建築物に関する中間検査申請手数料（以下この条において「確認申請手数料等」と総称する。）のそれぞれ 2 分の 1 に相当する額を免除するものとする。

- 一 1 年以内の期間を限って使用する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物（次号において「仮設興行場等」という。）を建築する場合
- 二 国際的な規模の会議または競技会の用に供することその他の理由により 1 年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等を建築する場合
- 三 災害により住宅を滅失した者が被災後 1 年以内に自ら使用するために住宅を建築する場合（次項に規定する場合を除く。）
- 四 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）、住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）または特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号）の規定により市町が建築物を建築する場合
- 五 住宅の供給を目的とする公益社団法人または公益財団法人が住宅を建築する場合

2 知事は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条に規定する区域内において、災害を受けた者が当該災害の発生した日から 6 月以内に自ら使用するために建築物を建築する場合の確認申請手数料等を免除するものとする。

- 3 前2項の規定により確認申請手数料等の免除を受けようとする者は、省令第1条の3第1項の申請書（以下「確認申請書」という。）、省令第4条第1項に規定する完了検査申請書または省令第4条の8第1項に規定する中間検査申請書に前2項に該当することを証する書面を添えて、知事に申請しなければならない。

（平11規則52・平12規則87・平13規則38・平19規則62・平20規則70・平22規則20・平27規則35・平30規則45・令元規則21・一部改正）

（確認申請等に係る床面積の合計の算定方法）

第3条の2 手数料条例別表第8号の表7の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- 一 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合および移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の面積
- 二 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- 三 建築物を移転し、その大規模の修繕もしくは大規模の模様替をし、またはその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替または用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 四 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕もしくは大規模の模様替をし、またはその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

2 手数料条例別表第8号の表9の項および11の項に規定する床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、またはその大規模の修繕もしくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕または模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

（平12規則87・追加、平13規則38・平22規則20・令元規則21・一部改正）

3 手数料条例別表第8号の表13の項に規定する床面積の合計は、特定工程に係る工事の終了時において検査の対象となる建築物の部分の床面積（既に中間検査を受けた部分の床面積を除く。）および次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- 一 基礎工事等最下階の床の施工が始まる前の工程が指定されている場合 検査に係る部分の最下階の床があるものとみなして算定した当該床に係る面積
- 二 鉄筋コンクリート造にあつてははり等の配筋が、木造、鉄骨造および鉄骨鉄筋コンクリート造にあつてははり等の床を支える構造の主要な部分が施工されている場合 床があるものとみなして算定した当該床に係る面積

（平13規則38・追加、平22規則20・令元規則21号・一部改正）

(計画の変更に係る部分の床面積)

第3条の3 前条第1項第2号または第4号の計画の変更に係る部分の床面積（増加する部分を除く。）は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- 一 敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線または敷地内における建築物の位置の変更 申請に係る建築物の建築面積
- 二 建築面積の変更 変更される建築面積
- 三 高さまたは階数の変更 高さを変更される部分の床面積または変更される階の床面積
- 四 床の変更 変更される部分の床面積
- 五 階段の変更 変更される部分の水平投影面積
- 六 柱、はりまたはけたの変更 当該変更に係る柱、はり、またはけたが荷重を負担する部分の床面積（変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合にあつては、その大きい方の面積を変更する部分の床面積とする（次号において同じ。）。）
- 七 壁の変更 当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じて得た面積
- 八 屋根、軒、軒裏、ひさしまたは天井の変更 変更される部分の水平投影面積
- 九 開口部の変更 変更される開口部の面積
- 十 土台、基礎または基礎ぐいの変更 土台、布基礎またはこれに類する基礎にあつては壁に、その他の基礎または基礎ぐいにあつては柱に準じて算出された面積
- 十一 小屋組の変更 変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積
- 十二 斜材 変更される部分の水平投影面積。ただし、当該斜材が壁に含まれる場合にあつては壁の変更として算出した面積
- 十三 建築設備（法第87条の4に該当するものを除く。）の変更 変更される建築設備の水平投影面積（防煙壁の変更にあつては、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙区画部分の壁全体の長さに占める変更される防煙壁の長さの割合を乗じて得た面積）
- 十四 前各号に掲げる変更以外のもの（当該建築物の計画に前項各号に掲げる変更が含まれる場合を除く。） 30平方メートル以内

2 前2項の規定により算出した変更に係る部分の床面積の合計が変更前の計画の床面積の合計を超える場合にあつては、変更前の計画の床面積の合計を上限とする。

（平12規則87・追加、平19規則62・令元規則21・一部改正）

(確認申請書に添付する図書)

第4条 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定により建築物の確認の申請をしようとする者は、省令第1条の3第1項および第4項に規定するもののほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる図書を

確認申請書に添えてしなければならない。

- 一 建築物を建築する敷地が災害危険区域または高さが 3 メートルを超える崖に接する場合 崖の形状および擁壁等の構造を明示した図書
- 二 工場または危険物の貯蔵もしくは処理の用途に供する建築物（この号および第 17 条第 3 項第 2 号において「工場等」という。）を建築する場合 工場等調書（様式第 1 号）
- 三 令第 32 条第 1 項の尿尿浄化槽または合併処理浄化槽を設ける場合 知事が別に定める図書
- 四 令第 117 条第 1 項に規定する建築物を建築する場合 法第 7 条の 6 第 1 項に定める避難施設等に関する工事の計画を明示した防災計画図書

（昭 53 規則 35・昭 59 規則 28・平 11 規則 52・平 13 規則 38・平 19 規則 62・平 30 規則 45・一部改正）

（中間検査申請書に添付する書類）

第 4 条の 2 省令第 4 条の 8 第 1 項第 4 号に規定する知事が規則で定める書類は、中間検査の申請に関する工事監理報告書（様式第 1 号の 2）とする。

（平 13 規則 38・追加、平 16 規則 12・平 19 規則 62・平 27 規則 35・一部改正）

（確認申請書等の取下げの届出）

第 5 条 条例第 31 条の規定による届出は、確認（許可）申請取下届（様式第 2 号）によりするものとする。

（平 11 規則 52・平 12 規則 87・平 19 規則 67・一部改正）

（工事の取りやめの届出）

第 6 条 条例第 32 条の規定による届出は、工事取りやめ届（様式第 3 号）に確認済証を添えて、するものとする。

（昭 53 規則 35・平 11 規則 52・平 12 規則 87・一部改正）

（建築主等の変更の届出）

第 7 条 条例第 33 条第 1 項の規定による届出は、建築主（工事監理者・工事施工者）変更（決定）届（様式第 4 号）に確認済証を添えてするものとする。

2 条例第 33 条第 2 項の規定による届出は、建築主（工事監理者・工事施工者）変更（決定）届によりするものとする。

（昭 53 規則 35・昭 59 規則 28・平 11 規則 52・平 12 規則 87・一部改正）

（標識の設置）

第 8 条 法第 9 条第 13 項（法第 10 条第 2 項、第 88 条第 1 項、第 2 項もしくは第 3 項または第 90 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による標識の設置は、建築基準法による命令の公告（様式第 5 号）によるものとする。

（昭 53 規則 35・平 11 規則 52・平 12 規則 87・一部改正）

（定期報告を要する建築物の指定）

第 9 条 法第 12 条第 1 項の規定により知事が指定する建築物は、次の各号のいずれかに

該当する建築物（法第 12 条第 1 項の安全上、防火上または衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物と除く。）とする。

- 一 別表第 1（ろ）欄に掲げる階を同表（い）欄の当該各項に掲げる用途に供する建築物
- 二 別表第 1（は）欄に掲げる階を同表（い）欄の当該各号に掲げる用途の主階として供する建築物
- 三 別表第 1（い）欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が同表（に）欄の当該各項に該当するもの

（昭 53 規則 35・全改、平 2 規則 3・平 28 規則 33・一部改正）

（建築物の定期報告）

第 10 条 省令第 5 条第 1 項の規定による知事が定める報告の時期は、別表第 1（い）欄に掲げる建築物の用途の区分に応じ、当該（ほ）欄に掲げる時期とする。

- 2 省令第 5 条第 3 項に規定する書類は、当該書類を提出する日前 3 月以内に行われた調査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。

（昭 53 規則 35・昭 59 規則 28・平 2 規則 3・平 11 規則 52・平 12 規則 87・平 16 規則 12・平成 20 規則 17・平 28 規則 33・一部改正）

（定期報告を要する特定建築設備等の指定）

第 11 条 法第 12 条第 3 項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、次に掲げる特定建築設備等（法第 12 条第 3 項の政令で定める特定建築設備等を除く。）とする。

- 一 第 9 条各号に掲げる建築物に設けた換気設備（法第 28 条第 2 項ただし書および第 3 項に規定する換気設備（自然換気設備を除く。）に限る。）、排煙設備（法第 35 条に規定する排煙設備（排煙機を設けるものに限る。）に限る。）および非常用の照明装置（法第 35 条に規定する非常用の照明装置に限る。）
- 二 第 9 条各号に掲げる建築物に設けた防火設備で、随時閉鎖または作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）

（昭 53 規則 35・昭 55 規則 6・昭 59 規則 28・平 2 規則 3・平 11 規則 52・平 13 規則 38・平 17 規則 65・平 22 規則 20・平 28 規則 33・一部改正）

（特定建築設備等および工作物の定期報告）

第 12 条 省令第 6 条第 1 項および第 6 項の 2 の 2 第 1 項に規定する知事が定める時期は、次に掲げる特定建築設備等または工作物の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- 一 法 88 条第 1 項に規定する昇降機等および令第 16 条第 3 項第 1 号に掲げる昇降機
毎年、法 87 条の 4 および第 88 条第 1 項において準用する法第 7 条第 5 項または法第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の交付を受けた日の属する月に応ずる月の翌月の初日から末日まで
- 二 前条各号に掲げる特定建築設備等（別表第 1 の 1 の項、3 の項および 4 の項の（い）欄に掲げる用途に供する建築物に設置されたものに限る。） 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで（省令第 6 条第 1 項の国土交通大臣が定める検査の項目については、平成

20 年を初年とする同年以後の 3 年ごとの各年の 4 月 1 日から 6 月 30 日まで)

三 前条各号に掲げる特定建築設備等（前号に掲げる特定建築設備等を除く。） 毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日まで（省令第 6 条第 1 項の国土交通大臣が定める検査の項目については、平成 20 年を初年とする同年以後の 3 年ごとの各年の 10 月 1 日から 12 月 31 日まで）

四 防火設備（前 2 号に掲げる特定建築設備等を除く。） 毎年、当該防火設備が存する建築物の法第 7 条第 5 項または法第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の交付を受けた日の属する月に相当する月の翌月の初日から末日まで

2 省令第 6 条第 3 項に規定する書類は、当該書類を提出する日前 1 月以内に行われた検査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。

（昭 53 規則 35・昭 60 規則 40・平 2 規則 3・平 11 規則 52・平 12 規則 87・平 16 規則 12・平 17 規則 65・平 20 規則 17・平 28 規則 33・令元規則 21・一部改正）

（工事監理経過の報告）

第 12 条の 2 工事監理者は、法第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる建築物で確認を受けたものの工事が、あらかじめ建築主事の指定した工程に達したときは、当該建築物に係る工事の監理経過の状況を工事監理経過報告書（様式第 8 号）により建築主事に報告しなければならない。

（昭 53 規則 35・追加、昭 59 規則 28・平 11 規則 52・一部改正）

（尿尿浄化槽および合併処理浄化槽に係る区域の指定）

第 12 条の 3 令第 32 条第 1 項第 1 号の表に規定する知事が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、法第 2 条第 35 号の特定行政庁である市町長の統轄する区域、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 8 号に規定する処理区域および同法第 4 条第 1 項の事業計画を定めた区域で特に知事が定めるものを除く県内全域とする。

（昭 60 規則 40・追加、平 2 規則 3・平 5 規則 42・平 11 規則 52・平 13 規則 38・平 17 規則 65・平 19 規則 62・平 20 規則 67・平 24 規則 24・一部改正）

（道路の位置の指定）

第 13 条 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書（様式第 9 号）に、省令第 9 条に規定するもののほか、次に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 設計図（縮尺、道の勾配および構造物の寸法および形状を明示したもの）
- 二 土地の登記事項証明書および登記所に備え付けられた地図または地図に準ずる図面の写し

（平 15 規則 26・旧第 3 項繰上、平 17 規則 7・令元規則 21・一部改正）

2 知事は、前項の申請により道路の位置を指定したときは、その旨を公告し、かつ、道路位置指定通知書（様式第 9 号の 2）により申請者に通知するものとする。

（平 15 規則 26・旧第 4 項繰上、令元規則 21・一部改正）

(私道の変更または廃止の届出)

第 14 条 条例第 34 条第 1 項の規定による届出は、私道変更（廃止）届出書（様式第 10 号）に、省令第 9 条に規定する添付書類のほか、当該私道の関係者の承諾書を添えてするものとする。

（昭 59 規則 28・平 11 規則 52・平 12 規則 87・全改）

第 15 条 （削除）

（平 12 規則 87）

(道の指定の基準)

第 16 条 法第 42 条第 2 項の規定による知事が指定する道の基準は、幅員 1.8 メートル以上の道であつて、一般の交通の用に供されているものであることとする。

（平 22 規則 20・一部改正）

(許可申請書に添付する図書等)

第 17 条 省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する知事が規則で定める図書または書面は、次に掲げるものとする。

一 省令第 1 条の 3 第 1 項の表 1(い)項および(ろ)項に掲げる図書(法第 56 条の 2 第 1 項ただし書の規定による許可を申請する場合にあつては同表(い)項および(ろ)項に掲げる図書ならびに省令第 1 条の 3 第 1 項の表 2（二十九）項に掲げる日影図）

二 その他知事が必要と認める図書または書面

2 省令第 10 条の 4 第 4 項に規定する知事が規則で定める図書または書面は、次に掲げるものとする。

一 省令第 3 条第 2 項の表に掲げる図書

二 その他知事が必要と認める図書または書面

3 法第 48 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項ただし書、第 11 項ただし書、第 12 項ただし書、第 13 項ただし書または第 14 項ただし書(法第 87 条第 2 項もしくは第 3 項または第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により許可を申請する場合においては、前 2 項に定める図書のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、法第 48 条第 16 項第 1 号に規定する特例許可を申請する場合においては、第 1 号に掲げる図書の添付を要しない。

一 許可を受けようとする建築物の敷地の敷地境界線から 50 メートル以内にある土地の省令第 9 条の表の地籍図

二 第 4 条第 2 号に規定する工場等にあつては、同号に掲げる工場等調書

（昭 53 規則 35・昭 59 規則 28・平 2 規則 3・平 5 規則 42・平 11 規則 52・平 15 規則 26・平 16 規則 12・平 19 規則 62・平 19 規則 86・平 30 規則 11・令元規則 21・一部改正）

(建築物の認定の申請)

第 18 条 省令第 10 条の 4 の 2 第 1 項に規定する知事が規則で定める図書または書面は、次に掲げるものとする。

- 一 省令第1条の3第1項の表1(い)項および(ろ)項に掲げる図書
 - 二 その他知事が必要と認める図書または書面
- 2 令第115条の2第1項第4号ただし書または条例第28条の規定により、建築物について知事の認定を受けようとする者は、認定申請書(様式第11号)の正本および副本に、次に掲げる図書または書面を添えて、知事に提出しなければならない。
- 一 省令第1条の3第1項の表1(い)項および(ろ)項に掲げる図書
 - 二 その他知事が必要と認める図書または書面
- 3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る建築物の認定をしたときまたは建築物の認定をしないときは、当該申請をした者にその旨を書面により通知するものとする。

(昭53規則35・追加、昭59規則28・平2規則3・平5規則42・平6規則38・
一部改正、平9規則28・第17条の2線下・一部改正、平11規則52・平13規
則38・平13規則57・平19規則62・一部改正)

(建築協定の認可の申請等)

- 第19条** 法第70条第1項の規定による建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定認可申請書(様式第12号)の正本および副本に、省令第9条の表に掲げる付近見取図および地籍図ならびに建築協定区域に係る土地の所有者等の全員の合意があつたことを証する書面を添えて知事に申請しなければならない。
- 2 前項の規定は、法第74条第1項の規定による建築協定の変更の認可の申請について準用する。この場合において、前項中「建築協定認可申請書(様式第12号)」とあるのは「建築協定変更認可申請書(様式第13号)」と読み替えるものとする。
- 3 法第76条第1項の規定による建築協定の廃止の認可を受けようとする者は、建築協定廃止認可申請書(様式第14号)の正本および副本に、建築協定区域に係る土地の所有者等の過半数の同意があつたことを証する書面を添えて、知事に申請しなければならない。
- 4 前3項の規定は、一の所有者以外に所有者等が存しない土地に係る、法第76条の3第2項の規定による建築協定の認可の申請ならびに同条第6項において準用する法第74条第1項および法第76条第1項の規定による建築協定の変更および廃止の認可の申請について準用する。この場合において、第1項中「省令第9条の表に掲げる付近見取図および地籍図ならびに建築協定区域に係る土地の所有者等の全員の合意があつたことを証する書面」とあるのは「省令第9条の表に掲げる付近見取図および地籍図」と、第3項中「建築協定廃止認可申請書(様式第14号)の正本および副本に、建築協定区域に係る土地の所有者等の過半数の合意があつたことを証する書面を添えて、」とあるのは「建築協定廃止認可申請書(様式第14号)の正本および副本を」と読み替えるものとする。
- 5 前条第3項の規定は、前各項の認可について準用する。この場合において、前条第3項中「建築物の認定」とあるのは、「認可」と読み替えるものとする。

(昭 53 規則 35・追加、平 9 規則 28・旧第 17 条の 3 繰下・一部改正、平 11 規則 52・一部改正)

(借地権の消滅等の届出)

第 20 条 法第 74 条の 2 第 3 項の規定による届出は、借地権消滅等届出書 (様式第 15 号) に、同条第 1 項または第 2 項に規定する場合における借地権の消滅等に係る事実を証する書類を添えてしなければならない。

(平 9 規則 28・追加)

(建築協定への参加の申出)

第 21 条 法第 75 条の 2 第 1 項または第 2 項の規定により建築協定に加わろうとする者は、建築協定参加申出書 (様式第 16 号) に、省令第 9 条の表に掲げる付近見取図および地籍図を添えて、知事に申し出なければならない。この場合において、当該申出が法第 75 条の 2 第 2 項の規定によるものであるときは、建築協定区域隣接地に係る土地の所有者等の全員の合意があつたことを証する書面を併せて添えるものとする。

(平 9 規則 28・追加)

(全体計画の認定の申請書に添付する図書)

第 21 条の 2 省令第 10 条の 23 第 6 項に規定する知事が規則で定める図書および書類は、次に掲げるものとする。

- 一 第 4 条各号(第 3 号を除く。)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書
- 二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類
 - イ 申請に係る建築物の計画が法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定が必要となる場合 法第 6 条の 3 第 7 項の適合判定通知書またはその写し
 - ロ 申請に係る建築物の計画が法第 18 条第 4 項に規定する構造計算適合性判定が必要となる場合 法第 18 条第 10 項の適合判定通知書またはその写し

(平 17 規則 65・追加、平 19 規則 62・令元規則 21・一部改正)

(建蔽率の緩和)

第 22 条 法第 53 条第 3 項第 2 号の規定により知事が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当する敷地とする。

- 一 幅員がいずれも 4 メートル以上の 2 つの道路が交差することにより生ずる内角が 120 度以下の角にある敷地で、それらの道路に当該敷地の周囲の長さの 3 分の 1 以上が接するもの
- 二 幅員がいずれも 6 メートル以上の 2 つの道路の道路境界線相互間の間隔が 20 メートル以下の間にある敷地で、それらの道路に当該敷地の周囲の長さの 4 分の 1 以上が接するもの
- 三 直接または道路を隔てて公園、広場、緑地、川、海、沼沢その他これらに類するものに接する敷地で、それらに当該敷地の周囲の長さの 4 分の 1 以上が接するもの

(昭 53 規則 35・一部改正、平 9 規則 28・旧第 18 条繰下・一部改正、平 13 規則 38・

平 30 規則 11・一部改正)

(積雪荷重)

第 23 条 令第 86 条第 2 項の規定により県下全域（福井市を除く。）を多雪区域とする。

2 多雪区域における積雪の単位重量は、積雪量 1 センチメートルごとに 1 平方メートルにつき 30 ニュートン以上としなければならない。

(平 9 規則 28・旧第 19 条繰下、平成 12 規則 105・一部改正)

(垂直積雪量)

第 24 条 令第 86 条第 3 項の規定による垂直積雪量は、別表第 2 に掲げる数値とする。ただし、実況の積雪量が著しく異なる地域については、実況の垂直積雪量を採用することができる。

(昭 53 規則 35・平 2 規則 3・一部改正、平 9 規則 28・旧第 20 条繰下、平成 12 規則 105・一部改正)

(磁気ディスク等による手続)

第 24 条の 2 省令第 11 条の 3 第 1 項および第 2 項に規定する磁気ディスク等であつて知事が定めるものは、フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格 X6223 に適合する幅 90 ミリメートルのものに限る。）とする。

2 前項に定めるもののほか、磁気ディスク等への記録の方式その他の省令第 11 条の 3 第 1 項または第 2 項の規定による磁気ディスク等による手続に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(平 17 規則 65・追加、令元規則 21・一部改正)

(概要書等の閲覧)

第 25 条 法第 93 条の 2（法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により同条に規定する書類（以下「概要書等」という。）を閲覧に供する場所（第 27 条において「閲覧の場所」という。）は、建築物または工作物の敷地の所在地を管轄する土木事務所とする。

2 概要書等の閲覧は、福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日において、福井県の執務時間を定める規則（平成元年福井県規則第 44 号）に規定する県の執務時間中にすることができる。

(昭 53 規則 35・昭 56 規則 35・平元規則 27・平 2 規則 3・平 4 規則 43・平 5 規則 42・一部改正、平 9 規則 28・旧第 22 条繰下・一部改正、平 11 規則 52・平 17 規則 65・平 20 規則 17・一部改正)

(閲覧の手続)

第 26 条 概要書等の閲覧をしようとする者は、閲覧簿に住所、氏名、閲覧の目的、建築物の所在地等を記入しなければならない。

(平 9 規則 28・旧第 29 条繰下・一部改正、平 11 規則 52・平 20 規則 17・一部改正)

(閲覧の場所以外の場所における閲覧の禁止)

第 27 条 概要書等は、閲覧の場所以外の場所で閲覧してはならない。

(平 9 規則 28・旧第 24 条線下、平 11 規則 52・平 20 規則 17・一部改正)

(閲覧の中止または禁止)

第 28 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、閲覧を中止させ、または禁止することができる。

- 一 前条の規定に違反した者
- 二 概要書等の閲覧に際し、係員の指示に従わない者
- 三 概要書等の閲覧に際し、概要書等を汚損し、もしくははき損し、もしくはこれに加筆等をした者またはこれらの行為をするおそれがある者
- 四 概要書等の閲覧に際し、他人に迷惑を及ぼした者またはそのおそれがある者

(平 2 規則 3・一部改正、平 9 規則 28・旧第 25 条線下、平 11 規則 52・平 20 規則 17・一部改正)

(申請書等の経由)

第 29 条 法、令、省令、条例およびこの規則により、知事に提出する書類は、当該建築物等の敷地となる土地の所在地を管轄する土木事務所長を経由しなければならない。

(昭 59 規則 28・平 2 規則 3・一部改正、平 9 規則 28・旧第 26 条線下、平 12 規則 87・一部改正)

(計画通知書への準用)

第 30 条 第 4 条から第 7 条までの規定は、法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知について、準用する。

(昭 53 規則 35・平 2 規則 3・一部改正、平 9 規則 28・旧第 27 条線下、平 12 規則 87・平 19 規則 62・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 建築基準法施行細則（昭和 35 年福井県規則第 71 号）は、廃止する。

附 則（昭和 48 年規則第 18 号）

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年規則第 35 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の建築基準法施行細則第 10 条第 3 項の規定に基づき昭和 53 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までにされた報告は、この規則による改正後の建築基準法施行細則第 10 条第 3 項の規定に基づく昭和 53 年の報告とみなす。

附 則（昭和 55 年規則第 6 号）

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年規則第 35 号）

この規則は、昭和 56 年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定は、昭和 57 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年規則第 36 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年規則第 28 号）

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年規則第 24 号）

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年規則第 40 号）

この規則は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年規則第 27 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に確認の申請のあった建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項、第 87 条の 2 第 1 項または第 88 条第 1 項もしくは第 2 項において準用する場合も含む。）の規定による確認の事務に係る建築主事の所管区域および所管事務については、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年規則第 43 号）

この規則は、平成 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年規則第 42 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 17 条および第 17 条の 2（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 4 第 1 項から第 3 項までまたは第 68 条の 5 第 1 項に規定する建築物を建築しようとする者の認定申請に係る部分を除く。）の規定の適用については、都市計画法および建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）附則第 4 条の規定が適用される間は、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年規則第 38 号）

この規則は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 62 号）中建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 26 条第 3 号の改正規定の施行の日（平成 6 年 7 月 29 日）から施

行する。

附 則（平成 9 年規則第 28 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年規則第 52 号）

この規則は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 1 項第 1 号または第 2 号の改定規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年規則第 87 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年規則第 105 号）

この規則は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年規則第 38 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条の改正規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 73 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 13 年規則第 57 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年規則第 26 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条の改正規定は公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 10 号）

この規則は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 12 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 91 号）

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 3 号）

この規則は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 7 号）

この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 16 号）

この規則は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 65 号）

この規則は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 100 号）

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 111 号）

この規則は、平成 17 年 11 月 7 日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 5 号）

この規則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 6 号）

この規則は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 9 号）

この規則は、平成 18 年 3 月 3 日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 11 号）

この規則は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 62 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に生じた事由に係る第 1 条の規定による改正前の建築士法施行細則（以下「改正前の建築士法施行細則」という。）第 8 条第 2 項および第 3 項の規定による届出ならびに第 9 条第 1 項の規定による登録の抹消については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に行われた二級建築士試験または木造建築士試験を不正の方法により受けた者に対する処分に関しては、なお従前の例による。
- 4 この規則の際現に改正前の建築士法施行細則第 3 条第 1 項の規定により提出されている申請書は、第 1 条の規定による改正後の建築士法施行細則第 3 条第 1 項の規定により提出されているものとみなす。

附 則（平成 19 年規則第 67 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 19 年規則第 86 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正前の都市計画法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 20 年規則第 17 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条（見出しを含む。）および第 26 条から第 28 条までの改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 67 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 70 号）

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 20 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 24 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 35 号）

この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 33 号）

（施行期日）

この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する特定建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十二条第一項に規定する特定建築物をいう。以下同じ。）または特定建築設備等（同条第三項に規定する特定建築設備等をいう。以下同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものについては、平成三十年三月三十一日までは、この規則による改正後の建築基準法施行細則（次項において「改正後の規則」という。）第十条および第十二条の規定は、適用しない。

一 建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第六号）またはこの規則（次項において「改正法等」という。）の施行により新たに法第十二条第一項の規定による報告が必要となる建築物

二 前号に掲げる建築物に設けられた特定建築設備等であって、改正法等の施行により新たに法第十二条第三項の規定による報告が必要となるもの

三 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の三第一項三号に規定する小荷物専用昇降機（次項において「小荷物専用昇降機」という。）

四 防火設備

- 3 この規則の施行の際現に存する小荷物専用昇降機に係る建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条第一項に規定する知事が定める時期は、改正後の規則第十二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

一 初回の報告 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

二 前号に掲げる報告以外の報告 毎年、初回の報告をした日の属する月に応ずる月の初日から末日まで

附 則（平成 30 年規則第 11 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規則第 45 号）

この規則は、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。

附 則（令和元年規則第 21 号）

この規則は、公布の日から施行する。